

子ども・子育て支援新制度の施行に係る保育所等の利用者負担額等について

1 背景

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度のもとに、子どものための教育・保育給付が提供されるに当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から保育を受けた場合に保護者が支払う利用者負担額については、子ども・子育て支援法及び津市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に基づき、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされています。

2 対応内容

(1) 利用者負担額（7 - 参考 2）

平成27年1月15日付け内閣府、文部科学省及び厚生労働省からの通知を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づいて支給認定した保護者の子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から保育を受けた場合に、当該保護者が施設及び事業者を支払う利用者負担額を定めます。

ア 子どもが属する世帯の階層区分に係る基準を市町村民税額及び所得税額によるものから市町村民税額によるものに変更します。

イ 世帯の収入の増減に伴う所得階層区分の変更による負担額の変動幅を小さくするため現行の11階層（12区分）を19階層（25区分）に細分化します。

ウ 2号認定子ども（満3歳児以上の保育認定子ども）及び3号認定子ども（満3歳児未満の保育認定子ども）の区分に応じて利用者負担額を設定します。また、それぞれの区分ごとに、保育標準時間（最大11時間の保育）認定又は保育短時間（最大8時間の保育）認定の区分に応じた利用者負担額を設定します。

エ 市町村民税非課税及び市町村民税所得割課税額48,600円未満の階層区分に該当するひとり親世帯等について、利用者負担額を軽減します。

オ 子どもの父又は母が婚姻によらないで父又は母となった場合にも、地方税法の寡夫又は寡婦の規定を準用して算出した市町村民税額により利

利用者負担額を軽減します。

(2) 延長保育利用料（7－参考3）

保育標準時間内において、設定された保育短時間の枠を超えて保育が必要な場合の延長保育について利用料を定めます。

3 今後の対応

利用者負担額については、なるべく早い時期に保護者及び市民へ周知する予定です。

保育所等の利用者負担額

1 2号認定子ども（満3歳以上の保育認定子ども）
政令で定める額（3月末日までに告示される予定）

単位：円

階層区分 (市町村民税は前年度分) ※ 9月分以降は当年度分	認定区分	
	満3歳児以上	
	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0	0
2 市町村民税非課税世帯	6,000	6,000
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300
4 市町村民税所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,600
5 市町村民税所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900
6 市町村民税所得割課税額 301,000円未満	58,000	57,100
7 市町村民税所得割課税額 397,000円未満	77,000	75,800
8 市町村民税所得割課税額 397,000円以上	101,000	99,400
(1) 多子軽減 同一世帯から2人以上の児童が保育所等を利用している場合における利用者負担額は、年齢の高い順に2人目の子どもにあつては1/2の額を適用し、3人目以降の子どもにあつては0円とする。 (2) ひとり親世帯等軽減 次に掲げる世帯に属する子どもの利用者負担額については、次表に掲げる額とする。 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯 イ 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯 (ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 (イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者		
2 市町村民税非課税世帯	0	0
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,500	15,300

利用者負担額（案）

単位：円

階層区分	(市町村民税は前年度分) ※ 9月分以降は当年度分	認定区分				
		満3歳児		満4歳児以上		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1 (1)	生活保護世帯	0	0	0	0	
2 (2)	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		その他世帯	3,000	2,900	3,000	2,900
3 (4)	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	5,600	5,400	5,600	5,400
		その他世帯	6,000	5,800	6,000	5,800
4 (6)	市町村民税所得割課税額 12,100円未満	ひとり親世帯等	6,600	6,400	6,600	6,400
		その他世帯	7,000	6,800	7,000	6,800
5 (8)	市町村民税所得割課税額 12,100円以上 24,200円未満	ひとり親世帯等	7,500	7,300	7,500	7,300
		その他世帯	8,000	7,800	8,000	7,800
6 (10)	市町村民税所得割課税額 24,200円以上 36,400円未満	ひとり親世帯等	8,500	8,300	8,500	8,300
		その他世帯	9,000	8,800	9,000	8,800
7 (12)	市町村民税所得割課税額 36,400円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	9,900	9,700	9,900	9,700
		その他世帯	10,500	10,300	10,500	10,300
8 (14)	市町村民税所得割課税額48,600円以上 57,200円未満	11,600	11,400	11,600	11,400	
9 (15)	市町村民税所得割課税額57,200円以上 65,800円未満	12,700	12,400	12,700	12,400	
10 (16)	市町村民税所得割課税額65,800円以上 74,400円未満	14,000	13,700	14,000	13,700	
11 (17)	市町村民税所得割課税額74,400円以上 84,700円未満	16,300	16,000	16,300	16,000	
12 (18)	市町村民税所得割課税額84,700円以上 97,000円未満	18,600	18,200	18,600	18,200	
13 (19)	市町村民税所得割課税額97,000円以上 110,400円未満	21,000	20,600	21,000	20,600	
14 (20)	市町村民税所得割課税額110,400円以上 123,100円未満	23,000	22,600	23,000	22,600	
15 (21)	市町村民税所得割課税額123,100円以上 135,900円未満	25,000	24,500	25,000	24,500	
16 (22)	市町村民税所得割課税額135,900円以上 169,000円未満	29,000	28,500	29,000	28,500	
17 (23)	市町村民税所得割課税額169,000円以上 257,500円未満	30,000	29,400	30,000	29,400	
18 (24)	市町村民税所得割課税額257,500円以上 301,000円未満	32,000	31,400	32,000	30,200	
19 (25)	市町村民税所得割課税額301,000円以上	33,000	32,400	32,600	30,200	

【現行】保育所入所負担金（保育料）

単位：円

階層区分	(市町村民税は前年度分、所得税額は前年分)	満3歳児以上	
1 (1)	生活保護世帯	0	
2 (2)	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他世帯	4,500
3 (4)	市町村民税均等割の額のみある世帯	9,000	
4 (5)	市町村民税所得割の額のある世帯	10,500	
5 (6)	所得税額20,000円未満	14,000	
6 (7)	所得税額20,000円以上50,000円未満	21,000	
7 (8)	所得税額50,000円以上70,000円未満	25,000	
8 (9)	所得税額70,000円以上103,000円未満	29,000	
9 (10)	所得税額103,000円以上258,000円未満	30,000	
10 (11)	所得税額258,000円以上413,000円未満	32,000	
11 (12)	所得税額413,000円以上	33,000	

2 3号認定子ども（満3歳未満の保育認定子ども）

政令で定める額（3月末日までに告示される予定）

単位：円

階層区分 (市町村民税は前年度分) ※ 9月分以降は当年度分	認定区分	
	満3歳児未満	
	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0	0
2 市町村民税非課税世帯	9,000	9,000
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,300
4 市町村民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	29,600
5 市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900
6 市町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100
7 市町村民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800
8 市町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400
<p>(1) 多子軽減 同一世帯から2人以上の児童が保育所等を利用している場合における利用者負担額は、年齢の高い順に2人目の子どもにあつては1/2の額を適用し、3人目以降の子どもにあつては0円とする。</p> <p>(2) ひとり親世帯等軽減 次に掲げる世帯に属する子どもの利用者負担額については、次表に掲げる額とする。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>イ 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯</p> <p>(7) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p>		
2 市町村民税非課税世帯	0	0
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	18,500	18,300

利用者負担額（案）

単位：円

階層区分	(市町村民税は前年度分) ※ 9月分以降は当年度分	認定区分	
		満3歳児未満	
		保育標準時間	保育短時間
1 (1)	生活保護世帯	0	0
2 (2)	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他世帯	4,500
3 (4)	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	7,100
		その他世帯	7,500
4 (6)	市町村民税所得割課税額 12,100円未満	ひとり親世帯等	8,500
		その他世帯	9,000
5 (8)	市町村民税所得割課税額 12,100円以上 24,200円未満	ひとり親世帯等	9,500
		その他世帯	10,000
6 (10)	市町村民税所得割課税額 24,200円以上 36,400円未満	ひとり親世帯等	10,600
		その他世帯	11,200
7 (12)	市町村民税所得割課税額 36,400円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	11,900
		その他世帯	12,500
8 (14)	市町村民税所得割課税額48,600円以上 57,200円未満	13,800	13,500
9 (15)	市町村民税所得割課税額57,200円以上 65,800円未満	15,100	14,800
10 (16)	市町村民税所得割課税額65,800円以上 74,400円未満	16,500	16,200
11 (17)	市町村民税所得割課税額74,400円以上 84,700円未満	19,000	18,600
12 (18)	市町村民税所得割課税額84,700円以上 97,000円未満	21,500	21,100
13 (19)	市町村民税所得割課税額97,000円以上 110,400円未満	24,000	23,500
14 (20)	市町村民税所得割課税額110,400円以上 123,100円未満	27,500	27,000
15 (21)	市町村民税所得割課税額123,100円以上 135,900円未満	31,000	30,400
16 (22)	市町村民税所得割課税額135,900円以上 169,000円未満	36,000	35,300
17 (23)	市町村民税所得割課税額169,000円以上 257,500円未満	41,500	40,700
18 (24)	市町村民税所得割課税額257,500円以上 301,000円未満	44,000	43,200
19 (25)	市町村民税所得割課税額301,000円以上	48,000	47,100

【現行】保育所入所負担金（保育料）

単位：円

階層区分	(市町村民税は前年度分、所得税額は前年度分)	満3歳児未満	
			1 (1)
2 (2)	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		その他世帯	6,000
3 (4)	市町村民税均等割の額のみある世帯	11,000	
4 (5)	市町村民税所得割の額のある世帯	12,500	
5 (6)	所得税額20,000円未満	16,500	
6 (7)	所得税額20,000円以上50,000円未満	24,000	
7 (8)	所得税額50,000円以上70,000円未満	31,000	
8 (9)	所得税額70,000円以上103,000円未満	36,000	
9 (10)	所得税額103,000円以上258,000円未満	41,500	
10 (11)	所得税額258,000円以上413,000円未満	44,000	
11 (12)	所得税額413,000円以上	48,000	

保育標準時間内における保育短時間認定子どもに係る延長保育利用料（案）

区分	利用料の額（日額）	
	第1子	第2子以降
生活保護世帯	0 ^円	0 ^円
上記以外の世帯	200	100

ただし、延長保育を利用しようとする月の合計額が、3,000 円（第2子以降は1,500 円）を超えるときは、3,000 円（第2子以降は1,500 円）とする。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 略

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条

1 略

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 略

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下

「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 略

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条

1 略

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3～5 略

○津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（利用者負担額等の受領）

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

附則

（保育所に係る委託費の支払等）

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要し

た費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

1～3 略

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5～8 略

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であって、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であって現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子

- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であって政令で定めるもの

3～5 略

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であって民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であって同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第八条第二項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であって当該各号に定めるその役員の大過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

- 一 社会福祉法人 理事
- 二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

（法第六条第一項第六号に規定する政令で定める女子）

第一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）第六条第一項第六号に規定する政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- 二 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

（法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子）

第一条の二 法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子は、次に掲げる男子とする。

- 一 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- 二 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

○地方税法（抜粋）

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 略

十一 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

2～4 略

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法 の規定による生活扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

2・3 略

（所得控除）

第三百十四條の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一～七 略

八 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 二十六万円

九～十一 略

2 略

3 所得割の納税義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

4～13 略